

20 摂津国西成郡下難波村文書（鍋釜）（現 大阪市浪速区難波中・中央区難波付近） 2021 年度整理 ア 7-10-7-3~6

● 摂津国西成郡下難波村文書（鍋釜）の整理について

下難波村文書は昭和 56 年（1981）に古書店より購入したもので、現在は中性紙の平箱 3 箱に分納されている。別に木箱 1 点があり、中に納められていた文書は平箱に移されている。

本文書は、過去に関西大学図書館で調査・整理された形跡がある。文書には、直接鉛筆書きされた番号が要所に見られ、それとは別の番号を記した付箋が挟んであり、少なくとも 2 度にわたって手が入れられていた。今回の整理では、付箋を外し、改めて資料番号を付与した付箋を挟み込んだ。鉛筆書きの番号は消すことができないので、そのままにしてある。

新たな資料番号は、親番号が 1～31 で、枝番を加えた文書点数は 53 点である。各平箱に納められた文書を親番号で示すと、以下の通りである。分厚い簿冊が多いので、番号順では納まりが悪いため、一部番号を前後させての収納になっている。現在では木箱にも箱番号が与えられている。

ア 7-10-7-3 （鍋釜家文書 1）： 1～5・7～12・14～21

ア 7-10-7-4 （鍋釜家文書 2）： 6・13・22

ア 7-10-7-5 （鍋釜家文書 3）： 23～31

ア 7-10-7-6 木箱

文書名について、以前は「鍋釜（なべかま）家」の家蔵文書とされていた。今日では後述するように、「鍋釜」は屋号の可能性があるので（ ）で括って後置している。

● 摂津国西成郡下難波村について

大坂の南に位置する難波の地は、もと上下に分かれており、上難波は南船場のあたり、下難波は東横堀川以西、長堀川以南の広い地域であったという。慶長 14 年（1609）9 月、片桐且元が奉行となって検地が行われ、石高は上難波が 277 石 5 升 8 合、下難波は 1474 石 1 斗であった（『西成郡史』）。元和 5 年（1619）9 月、将軍徳川秀忠は生玉社（生国魂神社）に対し、朱印地として下難波村の内 300 石を寄進した（『寛文朱印留』）。延宝 5 年（1677）6 月の検地では、下難波村は生玉社領を含め、全体で 2172 石 2 斗 1 升になっている。

上下難波村は、江戸初期から市街化が進んで大坂三郷に組み込まれ、耕地面積が縮小していったが、上難波村でとくにその傾向が強かった。元禄 13 年（1700）には幕府代官辻弥五左衛門の命で、上難波村最後の田畑 3 筆（計 8 畝 22 歩、分米 1 石 4 升 8 合）を下難波村に併合、上難波村の名を消し、下難波村を難波村と改称した。その範囲は、おおよそ道頓堀川より南、木津川より東に位置し、南は馳（いたち）川を挟んで木津村・今宮村に対し、東には三郷の南の出入口にあたる長町がある。村内には、幕府の難波御蔵、千日墓地・刑場や、一時期ではあるが鑄銭座などがあり、道頓堀沿いの地域は難波新地として三郷に組み込まれた。

近世末期、難波村は幕府領が 1432 石 8 升 7 合（難波村新田含む）、生玉社領が 302 石 2 斗 5 升 2 合であった（『旧高旧領取調帳』）。

難波村には、旧家で明治期に戸長を勤めた成舞（なるまい）家があって、「摂津国西成郡難波村成舞家文書」が現存する（大阪城天守閣に寄託）。難波村の支配の変遷は、同家文書（『大阪府の地名』に引用）および『西成郡史』によると、以下のとおりである。

慶長年間	豊臣秀頼領
元和元年（1615）6月	大坂城主松平忠明領
元和5年（1619）	大坂町奉行支配
元和6年（1620）	幕府代官領
宝永4年（1707）7月	間部詮房（相模国内→宝永7年5月、上野国高崎藩）領
享保元年（1716）	幕府代官領
享保2年（1717）6月	旗本桜井孫四郎・同平岡彦兵衛預り所
享保3年	幕府代官領
明治元年（1868）2月	大坂裁判所管内
同年 5月	大坂府管内
明治2年（1869）1月	摂津県管内
同年 3月	大阪府管内

● 摂津国西成郡下難波村文書（鍋釜）の内容について

◎ 土地関係文書について

本文書は保存状態がよく、そのほとんどは村政における土地関係の基本帳簿である。原本よりも写しが多く、表題の年代では慶長14年（1609）11月から文久元年（1861）8月に至る。大半の文書は筆跡が似通っているので、おそらく江戸後期にまとめて書写されたと推測される。

基本帳簿の中で最も注目されるのは「延宝検地帳」の写しで、〔資料番号6、以下番号のみを示す〕は4分冊〔6-1～4〕、〔7〕は3分冊〔7-1～3〕と、二種類存在する。原本は成舞家文書中にあり、4分冊である。したがって〔6〕は原本を忠実に書写したものと思われ、各分冊には「控」と記されている。〔7〕のほうは、〔6-4〕の内容が〔6-1～3〕の惣寄せと課税の対象にならない葭島や水掻地の記載なので除き、3分冊で完結させた。しかも、土地1筆ごとに記される古検の面積を割愛し、縦横の長さも屋敷地以外は省略しているなど、〔6〕との違いが明白である。

〔7〕「延宝検地帳」の特徴は、1筆ごとの記載の一番下に書かれた名請人が変更するたびに、付箋で新しい名請人名を記し、所有権の移転を明示していることである。しかも全3冊を収納する専用の木箱（表書「御検地帳写三冊 摂州西成郡下難波村」）があり、付箋で分厚くなった文書下部を補正するための三角形の台まで備えられている。〔7〕の表紙は〔6〕のそれと比較して、手擦れや汚れが目立ち、よく利用されていることは明白である。いっぽう〔6〕では、名請人変更の付箋は見られず、地目変更や市街地への編入、生玉社領を明示するための付箋が多い。明らかに〔6〕と〔7〕では、同じ「延宝検地帳」でも使用目的が異なることがわかる。

そこで、他の文書を当たると、同様に名請人の変更が付箋や貼紙で示されているものに、〔13〕「生玉社領地並帳」（近世後期）、〔22〕「難波村地並帳」（文政9、1826）、〔23〕「屋敷仕分ケ帳」（文政10）、〔25〕「新建家場絵図控」（文政7～9）がある。これらと、土地関係帳簿に合わせて利用される〔24〕「田畑名前仕分絵図」（近世後期）には、漆で周囲が補強された表紙もしくは帙が添えられてい

る。さらに上記〔22〕には簿冊の小口から飛び出した見出し（インデックスタブ）を保護するための木片が帙に取り付けられており、〔25〕はさらに紙箱に納められるなど、長い年月の利用に耐えるような工夫が各所に見られるのである。そのうえ、分厚い簿冊には、一様に虫除けと思われる薬包が挟み込まれていることも、注目に値しよう。村方文書の中でとくに使用頻度の高いものは、その内容の重要性もさることながら、村役人による文書の保護・保存のための並々な配慮がうかがわれるのである。

土地関係文書では、一筆ごとに地番が付けられており、〔24〕「田畑名前仕分絵図」と対照できるようになっている。この絵図は、難波村の惣絵図を 16 の地域ブロックに切り分けたもので、閲覧に便利のように、また散逸しないように、別の紙を継ぎ足して綴じ代とし、1 冊に仕立てている。近世の難波村を復元するために、必要不可欠な史料と言えよう。また、〔29-3〕「杭帳式冊番附引合絵図」（近世後期）は、難波村内の道・水路が詳細に描かれているものとして貴重である。

◎ 渡辺村の扱いについて

下難波村には江戸時代前期に、「摂津役人村」とも呼ばれる渡辺村が存在した。同村は、座摩神社のキヨメの集団として、清掃や斃牛馬処理・皮革加工に携わった人々が核になって形成されたという。神社の移転にともなって場所を変え、元和 5～7 年の間に、下難波村内の道頓堀川南側に「かわた屋敷」＝渡辺村が成立したとされる。「延宝検地帳」には、下難波村百姓の屋敷地の後に続き、渡辺村の屋敷地のうち年貢地となった分が、惣道場の徳浄寺以下 63 筆記載されている。それについて、成舞家文書の「延宝検地帳」には、「かわた」や「穢多」などの肩書はないという（以上、寺木伸明「摂津国西成郡下難波村時代の渡辺村と木津村への移転」『太鼓・皮革の町—浪速部落の 300 年』解放出版社、2002 年）。

ところが、本文書の「延宝検地帳」の〔6-3〕および〔7-3〕はともに、徳浄寺の記載の脇に朱字で「是方穢多屋敷、畑ニ成ル」とあり、元禄 11 年（1698）に渡辺村が木津村へ移転を命じられたのち、大部分の屋敷地が畑に変換したことを注記するなかで、「穢多屋敷」の表現を用いている。〔7-3〕のほうはさらに当該箇所に見出しが付けられており、文字は磨滅して見えないが、意図的に他と区別していることがわかる。

◎ その他の文書について

〔31〕「難波村寺社庵明細帳」は、村内にある寺社庵それぞれについて、来歴や建造物、普請願いなど、あらゆることを、享保頃から文化頃まで書き継いだもので、情報量が多く、貴重な史料である。たとえば、竹林寺は、正保 2 年（1645）に大坂町奉行曾我丹波守と代官鈴木三郎九郎が相談し、下難波村の荒場に乞食中間寺を建てるべく、天王寺の一心寺より、浄業院という院号を付けて仮屋に住持させたのが発祥であるという。慶安元年（1648）に本堂等が建立されたこと、千日墓所の火葬の灰が積もり過ぎて周囲に迷惑を及ぼしたため、天和 3 年（1683）10 月に町奉行藤堂伊予守が灰を飛田へ移すように命じたところ、灰置き場と周辺の畑との境界について紛糾、翌 4 年 2 月に杭打ちを行って落着し、灰を飛田へ移したこと、元和 8 年（1622）に垣外屋敷が荒場に設けられ、乞食（非人）を集住させたことなど、興味深い記述が見える。この文書がカマボコ型の専用木箱に納められていることも、その重要性を示している。

● 鍋釜家について

本文書の出所とされていた鍋釜家であるが、「なべかま」という呼称は、比較的早い時期の文書から散見される。正保 2 年（1645）には「なべかまノ又兵衛」ほか 2 名（〔3〕「摂州西成之内下難波村葭開検

地帳」）、明暦 2 年（1656）には「なへかま孫左衛門」ほか 3 名（〔4〕「摂州西成之内下難波村開検地帳」）が見える。「延宝検地帳」（延宝 5 年、1677）では「鍋釜」とともに「なべかまや」の表記もあり、名字というより屋号であった可能性が大きい。屋敷地の所有者としては「なべかまや仁左衛門」ほか又左衛門・七郎右衛門・仁兵衛（2 筆所有）、田畑の所有では、「鍋釜宗右衛門」ほか七郎右衛門・又兵衛・惣右衛門・仁左衛門がいる。鍋釜屋は何軒かに分かれ、江戸前期には一統で繁栄していたようである。

江戸後期になると、鍋釜もしくは鍋釜屋は、寛政 2 年（1790）・文政 9 年（1826）に「鍋釜屋長左衛門」（『古来より新建家目論見一件』大阪市史史料第 10 輯、および〔22〕「難波村地並帳」）が現れるが、文政 10 年には「鍋釜屋いと」（〔23〕「屋敷仕分ケ帳」）という女性名になり、村内での権勢はもはや感じられない。

いっぽう、成舞家については、元和 5 年（1619）の写しに「成まいノ新三郎」が見え（『古来より新建家目論見一件』）、「延宝検地帳」でも「なるまひ長左衛門」ほか次郎左衛門・又左衛門・新左衛門・七右衛門がよく現れる。江戸後期にも「成まい長左衛門」がよく登場し、同家と関わりがありそうな「成間屋」（屋号か）も多く見られ（以上〔22〕「難波村地並帳」）、江戸初期から一貫して村内での有力者であったようである。

ところで、本文書では、鍋釜もしくは鍋釜屋が文書の作成者あるいは所有者としては現れない。作成者・所有者として名前が見えるのは「池田」であり、天保 10 年（1839）の文書には「池田盛長」との実名が記されている（〔26〕「新建家反別并ニ絵図」）。〔7〕「延宝検地帳」の木箱にも「池田」の墨書があつて、それを消そうとした跡が残っており、「S 56 池田家」とのラベルも貼られている。ラベルの記載は、昭和 56 年（1981）に池田家文書が関西大学図書館に入ったことを示しているのではないかとと思われるが、なぜ本文書が「鍋釜家文書」とされたのかは、不明である。池田家の屋号が鍋釜屋であったかもしれないが、それを証明する史料は、少なくとも本文書中には見出だせない。したがって、本文書の名称は、いちおう「摂津国西成郡下難波村文書（鍋釜）」としておくが、「摂津国西成郡下難波村池田家文書」である可能性も残されている。

本文書中の一部には、近世の身分的差別に基づく表現が見られ、本解題でもそれらを引用している。これらの文書は学術研究上、重要な史料であり、歴史の中で生み出された身分制度を正しく把握し、今日も続く不当な差別への認識を深めるために有用である。閲覧者の方々は本学図書館の意図をご理解のうえ、責任を持って適切にご利用願いたい。